

知的障害特別支援学校の狭隘化について

1 はじめに

県教育委員会では、令和6年度までを計画期間とする「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画（H30.3策定）」に基づき狭隘化対策を進めているが、近年の児童生徒数の推移や国の動向等を鑑み、今後の環境整備の方向性について、検討したいと考えている。

2 狭隘化の現状

(1) 特別支援学校児童生徒数の推計

【参考1】

- ・ 平成28年度実績に基づく将来推計よりも、小学部が多く高等部が少ないなどの乖離が発生。
- ・ 小学部から特別支援学校に入学した児童が学年進行することで、これまでの将来推計よりもピークが後年に延び、かつ、児童生徒数は増える可能性がある。

(2) 特別支援学校設置基準の公布

【参考2】

- ・ 令和3年9月24日に文部科学省令として公布。省令の施行は令和4年4月1日だが、施設及び設備の基準は、令和5年4月1日以降に着工する施設から適用される。
- ・ 既存校の施設は、当分の間、設置基準によらないことができるとされているものの、一部の知的障害特別支援学校の施設は基準を下回っている。

3 今後の対応

- ・ **【参考2】** 令和3年度児童生徒数を基にした設置基準の試算で、建物の現有面積が必要面積を下回っている地域について、追加の狭隘化対策を検討する。
- ・ 追加の狭隘化対策は、次回以降の審議会で御意見をいただきながら、第2期県立特別支援学校教育環境整備計画に盛り込みたい。

【関連報告】(仮称) 仙台南部地区特別支援学校の進捗について

1 校名選定について

- ・ 令和4年1月から3月にかけて一般公募を行い、集まった案を参考に県の校名検討委員会において仮称を決定。(開校前年に行う条例改正までは(仮称)が付く)
- ・ 校名案の絞り込みは、秋保総合支所や地元自治会、県立特別支援学校の代表者が参画。

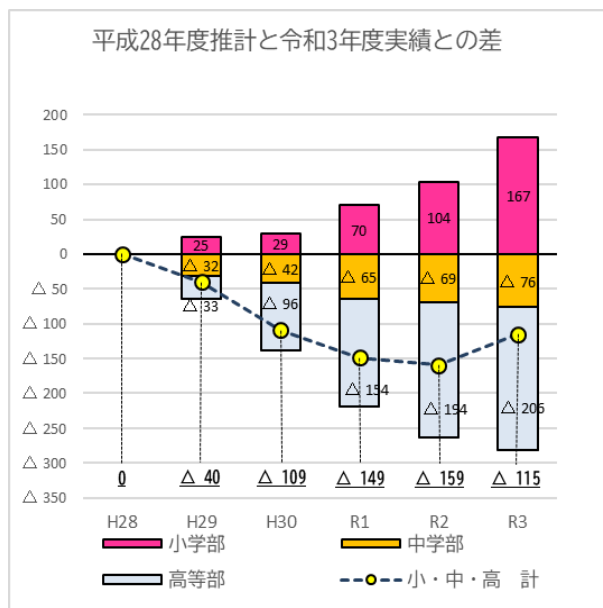
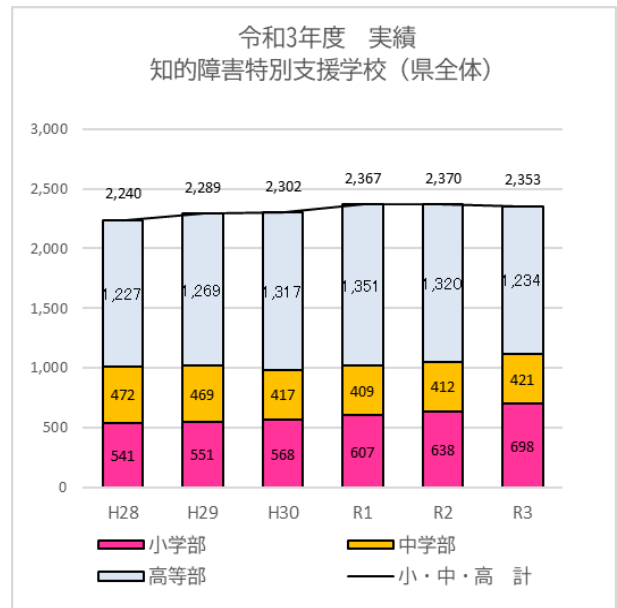
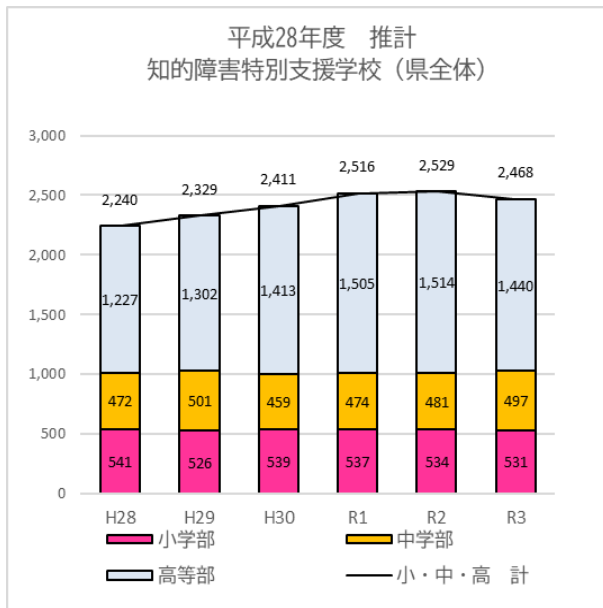
2 通学区域について

- ・ 令和3年9月から11月にかけて、通学区域内に居住する在校生の保護者を対象とした説明会を実施。該当43家庭のうち、30家庭が出席。(他にPTA役員等2名出席)
- ・ 放課後等デイサービス事業所には、学校を經由で通学区域案の通知を10月に送付済。

3 新築工事について

新築工事等の施工業者と仮契約を締結。令和4年2月議会の議決を経て正式決定の予定。

【参考1】知的障害特別支援学校の在籍児童生徒数推移



現象

H28 推計と実績値に乖離

小学部	25 ~ 167 人
中学部	▲32 ~ ▲76 人
高等部	▲33 ~ ▲206 人
合計	▲40 ~ ▲115 人

グラフの動き

児童生徒数の実績の総数は、H28 推計よりも少ないが、小学部から入学した子どもが増えており、学年進行により、ピークが後年に延びて高くなる可能性がある

【参考2】設置基準による試算

障害種別	学校名 ※ 分校, 分教室	R3 在籍数, 校舎面積		
		在籍数	現有面積	必要面積
知 (仙台圏域)	光明	324人	10,148㎡	9,473㎡
	小松島	242人	4,953㎡	7,217㎡
	※ 小松島松陵	26人	3,722㎡	1,448㎡
	名取	212人	5,331㎡	6,793㎡
	※ 名取名取が丘	16人	1,143㎡	1,070㎡
	利府	219人	5,498㎡	6,829㎡
	※ 利府富谷	42人	1,645㎡	2,015㎡
	※ 利府塩釜	16人	1,023㎡	1,097㎡
知 (仙台圏域以外)	石巻	139人	6,458㎡	4,697㎡
	古川	180人	4,322㎡	5,918㎡
	気仙沼	60人	3,332㎡	2,185㎡
	角田	117人	3,413㎡	3,618㎡
	※ 角田白石	16人	338㎡	1,070㎡
	金成	49人	3,617㎡	1,956㎡
	迫	76人	3,892㎡	2,773㎡

障害種別	学校名 ※ 分校, 分教室	R3 在籍数, 校舎面積		
		在籍数	現有面積	必要面積
視・聴	視覚	41人	4,670㎡	1,818㎡
	聴覚	76人	9,144㎡	2,444㎡
	※ 聴覚小牛田	11人	1,740㎡	1,120㎡
知 (高等)	岩沼高等	115人	5,491㎡	3,520㎡
	※ 岩沼高等川崎	22人		
	小牛田高等	72人	3,373㎡	2,220㎡
	女川高等	73人	4,409㎡	2,240㎡
肢・病・知併	船岡	65人	7,685㎡	3,775㎡
	西多賀(病弱)	23人	3,825㎡	2,458㎡
	西多賀(知的)	13人		
	山元(病弱)	8人	4,411㎡	1,895㎡
	山元(知的)	33人		
	拓桃(肢体)	24人	5,333㎡	1,562㎡
拓桃(病弱)	9人			

○ 設置基準の規定上、現有面積は学校施設台帳に記載している保有面積と借用面積の和としている。

（市町村立学校を借用している分校は、共用部（廊下やトイレ等）が借用面積に含まれていないため、現有面積が必要面積を下回っている場合がある。）